

# ご存じですか？高額療養費制度

同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関に支払った医療費の自己負担金が一定の額（限度額）を超えたときは、高額療養費の申請をすることにより、その超えた額が支給される制度です。

## 【高額療養費の計算方法】

「医療費の自己負担金」とは、次の区分により計算します。

- ① 保険のきかない、いわゆる自費分（差額ベッド代・文書料など）と食事代は含まれません。
- ② その月の1日から末日までを1カ月とします。例えば、7月中旬から8月中旬まで30日間入院しても、7月分と8月分を足すことはできません。
- ③ 一人の人が、一つの病院の一つの科でかかった金額を合計します。また、同じ病院の同じ科でも、入院と外来は別計算となり、足すことはできません。

ただし、1カ月に21,000円以上かかった人が同じ世帯に2人以上いたとき、かかった額の合計額が「一定の額」を超えていれば、高額療養費になります。これは、一人の人が2カ所以上かかったときも、一つの月に入院と外来があったときも同じです。

「一定の額（限度額）」は、収入や住民税などの状況によって下記の表のとおりとなります。

	1～3回まで	※3 4回目以降 (多数該当)	1%の額の算出方法
※1 上位所得世帯	139,800円+1%	77,700円	(※4 医療費-466,000円)×0.01
住民税課税世帯	72,300円+1%	40,200円	(※4 医療費-241,000円)×0.01
※2 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	—

- ※1 上位所得世帯とは、保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等の合計が670万円を超える世帯です。ただし、同じ世帯に所得の確認ができない方（未申告の方など）がいる場合も、上位所得者世帯とみなします。
- ※2 住民税非課税世帯とは、世帯の全員（擬制世帯主を含む）が当該年度の住民税が非課税の世帯です。
- ※3 長期入院など、過去12カ月間で4回以上高額療養費になった世帯は、上記の表の「4回目以降（多数該当）」の欄の額が、自己負担限度額となります。
- ※4 1%の額の算出方法欄の「医療費」とは、1カ月にかかった医療費全体（10割）の額で、医療費の自己負担額とは異なります。

## 【申請に必要なもの】

保険証、領収書、世帯主の印鑑、世帯主名義の通帳（郵便局以外）

## 【特定疾病に該当する場合】

高額の治療を長い間続ける必要のある病気（人工透析の必要な慢性腎不全や血友病や血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の場合、「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に表示すれば、自己負担額は一つの医療機関で1カ月10,000円以内の自己負担額で済みます。

「特定疾病療養受療証」の交付申請について

- ・「特定疾病療養受療証交付申請書」を各支所の国保年金係に提出してください。（医師の意見欄に現在治療を受けている医師の証明が必要です）
- ・「特定疾病療養受療証」の発効日は、提出のあった月の初日からとなります。

## ◆高額療養費に該当する方で医療費の支払いが困難な場合に利用できる制度があります。

- 高額療養費受領委任払制度…一部負担金限度額のみを医療機関に支払う制度
- 高額療養費資金貸付制度……一部負担金限度額を超えた金額の8割を無利子で貸し付ける制度

## 問合せ先

- 本 庁 市民課国保係 ☎32-1111 ●三角支所 国保年金係 ☎53-1111
- 不知火支所 国保年金係 ☎33-1111 ●松橋市民センター 国民年金係 ☎32-1111
- 小川支所 国保年金係 ☎43-1111 ●豊野支所 国保年金係 ☎45-2111

# 下水道課からのお知らせ



※下水道課（土木部）は松橋町東松崎の県道388号沿い松橋不知火浄水管理センター内にあります。

下水道に関する申込・問合せ先

## 土木部下水道課

☎32-1020

## 下水道整備区域内は受益者負担金がかかります

下水道の整備には多額の費用が必要です。その大部分は借入金、国からの補助金、私たちの税金でまかなわれていますが、建設費の一部は下水道を利用して恩恵を受ける皆さんに受益者負担金として、納めていただくこととなります。

下水道が整備される区域のすべての土地が受益者負担金の対象となり、平成16年度の下水道工事区域には17年度から負担金が発生します。

- ①受益者 下水道が整備される区域内にある土地の所有者
- ②賦課時期 下水道が整備された区域に対して翌年度から5年間賦課
- ③申告方法 「受益者負担に関する申告書」を送付します。内容を確認の上、提出期限までに申告ください。
- ④負担金額

- 松橋・不知火地区：1㎡当たり270円×土地の面積
- 小川地区：一世帯一律18万円
- 納付方法 5年間（年4回）で納付。ただし一括納付した場合は、その金額に対して報奨金（最高20%）が交付されます。

## 合併浄化槽設置と下水接続工事の補助制度をご利用ください

### ■合併処理浄化槽設置補助金

宇城市では公共水域等の水質汚濁を防止する目的で合併処理浄化槽を設置された方に、合併処理浄化槽設置補助金を交付します。

- 平成17年度中に合併処理浄化槽を設置希望される方は、土木部下水道課にご相談、お申し込みください。なお、各支所下水道課でもご相談いただけます。
- 域外に設置する方
- ②農業集落排水区域外に設置する方
- ③前記の区域外で
  - ・単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置変更する方
  - ・汲み取り便槽を合併処理浄化槽に設置変更する方
  - ・新築の家に設置する方

### ■水洗便所改造助成金

平成17年度から公共下水道が使用できるようになった（供用開始）地域の一般家庭が公共下水道への接続工事を行う場合（ただし供用開始から3年以内）に接続完了、水洗便所改造助成金制度がご利用いただけます。

- 186基を予定しております。早めにお申し込みください。また、補助金の交付は設置竣工検査後になります。
- 単独処理浄化槽からの改造工事 3万円
- 合併処理浄化槽からの改造工事 2万円
- 【管路新設】公共桝まで新設した排水管が20mを超えた場合（ただし、1メートル以下の端数については切り捨て）

### 交付対象

①公共下水道・特環公共下水道・流域下水道の認可計画区

- ※平成17年度の補助金の交付基数は、5人槽63基、7人槽120基、10人槽3基の計
- ・5人槽 35万4千円
- ・6～7人槽 41万1千円
- ・8～10人槽 51万9千円

### 助成金額

【改造】供用開始から3年以内

※詳しいことはお問い合わせください。